

[ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [新型コロナ](#) > 対応方針・メッセージ・会見

対応方針・メッセージ・会見

2021年1月22日

市の対応方針

県内の新型コロナウイルス感染症患者の急増を受け、1月7日より宮崎県では県独自の「緊急事態宣言」を発令しました。宣言は、感染爆発の抑制には一定の効果があつたものの、感染状況は国の指標の「ステージ4（緊急事態宣言）相当」の状況にあり、クラスターが頻発する等、厳しい状況が続いています。そのため、宮崎県では1月20日に、1月23日以降も緊急事態宣言を継続することとしました。

県独自の緊急事態宣言について

1 基本的考え方

本県の状況は、歴史的な危機に直面。地域医療を守り、県民の暮らしを守るため、県民が心を一つに最大限の感染防止に取り組む必要がある。

2 発令日

令和3年1月7日（1月20日期間延長）

3 行動要請等の期間

令和3年1月9日～2月7日

緊急事態宣言下での県民の方々への具体的な行動要請

- 1 原則、外出自粛
- 2 飲食店への時短要請
- 3 原則、県外との往来自粛
- 4 イベントの中止・延期
- 5 会食は4人以下、2時間以内

高齢者・基礎疾患所有者、高齢者施設・医療機関従事者は会食はいつも過ごしている方に限るよう留意

- 6 テレワーク、時差出勤の推奨
- 7 高齢者施設・障がい者施設は面会制限、些細な風邪症状でも医療機関を受診・検査
- 8 「うつらない」「うつさない」ための感染防止行動「みやざきモデル」の徹底

本市としましても、県独自の緊急事態宣言の取り組みについて深く受け止め、宮崎県と連携し、対応してまいります。

【宮崎県】感染拡大を踏まえた県民の皆さまへのお願い

また、感染拡大への強い危機感を維持し、「新型コロナウイルス感染症から身を守るための3つのお願い」や、宮崎市コロナ通知システム「コント」の活用などを積極的に周知し、感染拡大防止への協力を引き続きお願いしていくことといたします。